

一般財団法人東京 2025 世界陸上財団

第 1 回 コンプライアンス委員会

議 事 次 第

日時:2023 年9月 29 日(金) 10 時 30 分～

場所:東京都新宿区霞ヶ丘町4-2

JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

1 開 会

2 議 事

(1) 決議事項

- ・第1号議案 コンプライアンス基本方針の策定について
- ・第2号議案 令和5年度コンプライアンス推進計画の策定について

(2) 報告事項

- ・コンプライアンス研修(着任時)の実施について

3 閉 会

【配付資料】

- | | |
|--------------------------|---------|
| ・ コンプライアンス委員会委員名簿 | ・・・資料 1 |
| ・ コンプライアンス規程 | ・・・資料 2 |
| ・ コンプライアンス基本方針(案) | ・・・資料 3 |
| ・ 令和5年度コンプライアンス推進計画(案) | ・・・資料 4 |
| ・ コンプライアンス研修(着任時)の実施について | ・・・資料 5 |

一般財団法人東京 2025 世界陸上財団
コンプライアンス委員会委員名簿

令和 5 年 9 月 1 日現在

役職	職名	氏名
委員長	コンプライアンス担当理事	広瀬 史乃
委員	事務次長（総務企画室長事務取扱）	川瀬 航司
	業務室長（業務開発部長・情報技術部長事務取扱）	木島 暢夫
	競技運営室長	石井 朗生
	監査室長	萱場 明子
	総務企画室総務企画部長	田近 隆
	総務企画室財務部長	前山 琢也
	業務室広報部長（メディアオペレーション部長兼務）	下鳥 真弓
	業務室宿泊輸送部長（会場調整部長・警備部長兼務）	工藤 慎市
	競技運営室競技運営部長（医療部長兼務）	徳弘 欣也

一般財団法人東京2025世界陸上財団
コンプライアンス規程

令和5年7月4日
理 事 会 決 定

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人東京2025世界陸上財団（以下「当法人」という。）のコンプライアンスに係る体制構築及び推進のために必要な事項を定め、法規等を遵守、尊重することにより、当法人が社会的信頼を確保し、東京2025世界陸上競技選手権大会の確実な開催と成功に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は次のとおりとする。

- 一 「コンプライアンス」とは、業務上の運営及び行為に際し、法規等を守り、社会からの要請に適合させることをいう。
- 二 「法規等」とは、適用のある法令又は行政上の通達・指針等（外国におけるものを含む。）及び当法人の規程等並びに当法人に要請される社会的規範その他の倫理規範をいう。
- 三 「役員等」とは、当法人の理事、監事、評議員及び当法人に設置される各委員会の外部委員をいう。
- 四 「職員」とは、当法人就業規程に定める職員及び非常勤職員設置要綱に定める非常勤職員（以下、総称して「職員」という。）をいう。
- 五 「取引先等」とは、契約等に基づいて当法人の業務運営及び行為を実施する者をいう。

第 2 章 コンプライアンス委員会

(委員会の設置)

第3条 コンプライアンスに係る体制構築及びコンプライアンスを推進するため、会長はコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第4条 委員会は、コンプライアンス委員長（以下「委員長」という。）及びコンプライア

ンス委員（以下「委員」という。）で構成する。

- 2 理事会で選定された理事をコンプライアンス統括責任者とし、委員長はコンプライアンス統括責任者をもって充て、委員会の業務を統括する。
- 3 委員は、事務次長、各室長、各部長から構成する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者又は専門的な知見を有するものの出席を求め、意見を徴することができる。

（職務）

第5条 委員会は、次に掲げる事項について検討、審議又は実施する。

- 一 コンプライアンス推進に係る基本方針の策定及び体制に関すること
 - 二 コンプライアンス教育・研修の計画策定及び実施に関すること
 - 三 公益通報に関すること
 - 四 第三者審査委員会から情報提供された事案に関すること
 - 五 その他コンプライアンスの推進に関すること
- 2 委員会は、コンプライアンス強化のため、監査室と密に連携し、情報共有等を行う。
 - 3 各部署は、委員会から職務に関連して協力要請があった場合には、それに協力する義務を負う。
 - 4 委員会は、その運営内容について会長に報告し、その監督を受けるとともに、理事会に対して定期的に助言・提言を行う。

（委員会の開催）

第6条 委員長は、年に2回以上、各委員を招集し、委員会を開催する。

- 2 委員会の開催には、委員の3分の2以上の出席を要するものとする。

（決議）

第7条 委員会の決議事項は、原則として出席委員（委員長を含む。）の過半数により決し、可否同数の場合は否決したものとみなす。

- 2 議決に加わることのできる出席委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第8条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第 3 章 コンプライアンス委員会事務局

（事務局の設置）

第9条 委員会の活動を補佐するため、コンプライアンス委員会事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

（組織）

第10条 事務局は、事務局担当部長及び事務局職員で構成する。

- 2 事務局担当部長は、総務企画部長をもって充てる。
- 3 事務局職員は、事務局担当部長が指名する。

（職務）

第11条 事務局は、委員長の指示に基づき、次に掲げるコンプライアンスの推進及び体制の構築に関することをその職務とする。

- 一 委員会の事務に関すること
 - 二 コンプライアンス教育・研修の実施に関すること
 - 三 コンプライアンスに関する相談・公益通報の対応に関すること
 - 四 その他コンプライアンスの推進について必要な事項に関すること（委員会の職務に含まれるものを除く。）
- 2 事務局は、必要に応じ、関連部署（役員等、職員及び取引先等を含む。）に対して情報提供又は協力要請を行うことができる。

第 4 章 コンプライアンスの推進

（役員等及び職員の責務）

第12条 役員等及び職員（以下「役職員等」という。）は、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、公平かつ公正な業務遂行に努めなければならない。

- 2 役職員等は、コンプライアンスに違反する行為を自ら行ってはならず、また、他者との間でコンプライアンスに違反する行為を共謀、指示、支援、幫助、教唆、示唆又は黙認する行為を行ってはならない。
- 3 役職員等は、次に掲げる場合であっても、コンプライアンスの違反となることを理解するとともに、常に、コンプライアンスに違反する行為を未然に防止し、また、コンプライアンスの違反を誘発する要因を取り除くよう努めなければならない。
 - 一 法規等を知らなかった場合
 - 二 法規等に違反することにつき、故意又は重大な過失がなかった場合
 - 三 当法人の利益を図る目的で行った場合
 - 四 第三者の誘いを断ることができなかった場合
- 4 役職員等は、他の構成員がコンプライアンスに違反する行為を行っていることを知った場合又は適切な措置をとらないためにコンプライアンスに違反する事態を招くおそれ

が生じた場合は、当法人の規程等に従い、速やかにその事実を通報しなければならない。

- 5 役職員等は、自らの行為がコンプライアンスに違反するかどうか判断に迷う場合又はコンプライアンス違反となるおそれのある行為を要求された場合には、委員会又は事務局に事前に照会・確認しなければならない。
- 6 役職員等は、前項において、緊急を要する場合や適切な通信手段がない場合など、前項に定める照会等が困難な場合は、事後速やかに委員会又は事務局に報告しなければならない。
- 7 役職員等は、取引先等が、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、公平かつ公正な業務遂行をするように、取引先等を管理・監督しなければならない。

第 5 章 教 育 ・ 研 修

(教育・研修)

第13条 教育・研修は、役職員等に対して実施し、コンプライアンスの推進に関して役職員等が共通認識を持つことができるようにする。

- 2 役職員等は、着任時のみならず、年1回の研修を受講するとともに、四半期毎のチェックシートによるコンプライアンス遵守状況の確認を行う。
- 3 役職員等は、着任時にコンプライアンスを遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。
- 4 コンプライアンス教育・研修には下記の内容を含めることとする。
 - 一 当法人に適用される関係法令について
 - 二 当法人がその組織運営のために整備している規程について
 - 三 不正行為の防止について
 - 四 大会運営等における選手等の安全確保について
 - 五 利益相反について（別途定める利益相反管理規程に基づき、利益相反取引に該当する取引類型や必要な手続等を内容とする。）
 - 六 独占禁止法違反の防止について
 - 七 公益通報について
- 5 前項のほか、コンプライアンス教育・研修は、大会ボランティアなど役職員等以外の関係者に対しても、職務内容及び属性等に応じて適切に実施する。

第 6 章 問 題 発 生 時 の 対 応

(職員の問題発見時等の報告)

第14条 職員は、自ら又は他の職員が本規程に違反する行為を行ったとき又はその疑惑が生じたとき（以下「問題発生時」という。）は、速やかに所属長に報告しなければならない。

い。

- 2 前項の報告を受けた所属長は、速やかに総務企画部長に報告する。
- 3 前項の報告を受けた総務企画部長は、速やかに事務総長、事務次長に報告するほか、第10条で定める事務局職員に情報提供する。

(問題発生後の対応)

第15条 前条第3項の報告を受けた事務総長は、直ちに会長及び統括責任者に報告するとともに、問題に対する対応方針、原因究明、再発防止策等について協議し、適切かつ迅速に対応策を講じなければならない。

(コンプライアンス委員会での対応)

第16条 統括責任者は、問題の対処に必要と判断する場合は、コンプライアンス委員会を開催し、問題に対する対応方針、原因究明、再発防止策等について審議する。

- 2 統括責任者は、前項の審議を踏まえ、再発防止策等を講じるよう事務総長に提言する。

第 7 章 補

足

(改廃)

第17条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(委任)

第18条 コンプライアンスの推進及び体制構築に関して必要な事項は、本規程に定めるもののほか、委員長が定める。

附 則

本規程は、令和5年7月4日より施行する。

一般財団法人東京2025世界陸上財団 コンプライアンス基本方針

一般財団法人東京2025世界陸上財団（以下「当財団」という。）は、東京2025世界陸上競技選手権大会の準備及び運営に関する事業を担う一般財団法人としての社会的責任と公共的使命を自覚し、都民、国民から信頼される団体として存続・発展していくために、役職員等一人ひとりが、

- ① 法令はもとより、業務執行のために定められた各種ルールや組織で決定した方針等を遵守すること
- ② 都民、国民が期待する財団法人としての使命を果たしているかなどの観点から担当業務を常に見つめ直し、より良い業務執行の実現を図ること

の2点の重要性を深く認識した上で、日々の業務に取り組みます。

このため、役職員等は、次の指針に従って行動するものとし、これにより、組織一体となってコンプライアンスの取組を進めていきます。

行動指針 1 規範意識を高く持ち、創造的かつ自律的に行動する。

行動指針 2 質の高いサービスを確実かつ効果的に提供する。

行動指針 3 都民、国民への誠実・公正な対応を徹底する。

当財団は、上記の取組を通じて、適正なガバナンスが確保されるとともに、スポーツの根幹であるフェアネスを体現した信頼される組織を目指します。

これにより、都民・国民とともに大会を作り上げ、もって東京 2025 世界陸上を成功させ、本大会を通じて都民・国民のスポーツの普及、振興を図り、健康増進と豊かな生活の形成に寄与するとともに、開催地である東京及び日本のプレゼンスの向上を図ります。

(案)

一般財団法人東京 2025 世界陸上財団 令和 5 年度 コンプライアンス推進計画

1 本計画の趣旨

本計画は、「一般財団法人東京 2025 世界陸上財団コンプライアンス基本方針」を踏まえ、一般財団法人東京 2025 世界陸上財団（以下「当法人」という。）において令和 5 年度に実施するコンプライアンス推進（教育・研修等）の取組の内容等を示すものである。

2 コンプライアンス推進体制

（１）コンプライアンス委員会の開催 【年に 2 回以上】

コンプライアンス委員会を開催し、本計画の内容等について審議する。また、当法人コンプライアンス規程第 5 条及び第 16 条に規定する事項について検討、審議又は実施し、当法人内のコンプライアンスに係る体制構築及びコンプライアンスの推進を図る。

（２）各部（監査室）におけるコンプライアンスの推進 【随時】

コンプライアンス委員会の内容を各部（監査室）内にフィードバックするとともに、コンプライアンス委員会で定めた取組と必要に応じて各部（監査室）の実状に合わせた取組を実施し、各部（監査室）内のコンプライアンスの推進を図る。

3 コンプライアンス推進のための取組

3-1 誓約書の提出 【着任時（随時）】

役職員等が着任する際、当該役職員等はコンプライアンスを遵守する旨の誓約書を提出し、コンプライアンスの意識啓発を図る。

3-2 研修の充実

（１）コンプライアンス研修の実施 【複数回】

役職員等に対し利益相反管理を含むコンプライアンス研修を実施し、一人一人が、コンプライアンスを意識した行動を取れるように促す。

（２）コンプライアンスに係るチェックシートの実施 【複数回】

役職員等に対し概ね 4 半期毎にチェックシートによるコンプライアンス遵守状況の確認を行い、定期的な理解促進及びコンプライアンス気運の醸成を図る。

3-3 職員への意識啓発

コンプライアンス通信の発信 【複数回】

当法人のコンプライアンスに関する取組等について、職員向けに発信する。

3-4 コンプライアンス推進月間の実施 【11月、12月】

コンプライアンス推進月間を実施し、職員のコンプライアンス意識の強化を図る。

11月には職場討議等の実施により、職員の理解促進・共通認識の形成などを図る。
また、12月には、コンプライアンス通信の発行等により、年末年始における綱紀の保持を図る。

3-5 汚職等防止に係る取組の実施 【通年】

コンプライアンス研修にて周知・啓発する内容及び当法人の各種規程類に定める事項などに基づき、汚職等防止に係る取組を着実に実施することで、重大事故の防止へ向け、適切かつ厳格な業務遂行と服務規律保持を図る。また、大会運営に係る情報や組織運営の基盤となる各種規程等を主体的に公表し、適切な情報公開を図る。

4 令和5年度における重点的な取組の視点

「効果的な情報発信」と、「ルールの十分な理解と適正な業務執行」の推進

本年度は、当法人の設立に始まり、東京2025世界陸上競技選手権大会の開催に向けて各業務が大きく動き出すタイミングである。本大会を成功に導いていくには、都民・国民、そしてあらゆるステークホルダーの理解と協力が不可欠であり、そのため、当法人は公正で信頼される存在でなければならず、役職員等はその社会的な責任と公的な役割を自覚しなければならない。

ついては、令和5年度では、各業務の遂行に当たり、質の高いサービスを確実に提供するため、以下のコンプライアンス推進に関する取組を重点的に意識し着実に実施していくこととする。

（1）効果的な情報発信

- ① 一人ひとりが『当法人の代表である』という意識を持ち、効果的な発信を心がける。
- ② 届けたい相手を意識し、分かりやすく迅速に伝えるための方法を理解し、実践する。
- ③ 情報発信を実践する際は、若手職員を含め幅広い意見を参考にする。

（２）ルールの十分な理解と適正な業務執行

- ① ルールは適正な事務執行を行うために不可欠であることを理解し、実践する。
- ② ルールの目的を理解し、有効かつ適切にその目的を実現する。
- ③ 組織としてルールに関する情報を整理し、効果的に共有することで、ルールを守りやすい環境を整える。

令和5年度コンプライアンス推進の取組スケジュール(予定)

年		令和5(2023)年									令和6(2024)年		
月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
推進体制	コンプライアンス委員会						○					○	
	各部(監査室)における コンプライアンスの推進						随時実施						
誓約書の提出					随時実施								
研修	コンプライアンス研修 (着任時)						○	随時実施					
	コンプライアンス研修												
	チェックシートの実施												
意識啓発	コンプライアンス通信の発信									○			○
コンプライアンス推進月間													
汚職等防止に係る取組の実施													
令和5年度の重点的な取組													

※当法人設立: 令和5年7月

※取組スケジュールは変更する場合があります。

概 要

- 【実施時期】 10月上旬頃を予定
- 【内 容】 財団におけるコンプライアンス（基本方針等）
汚職防止（利害関係者との接触等）、利益相反管理
組織管理の視点からの服務事故防止（印章、会計処理等）
職員自らの取組としての非行防止（飲酒事故、不正受給等）
公益通報（制度・窓口の案内等） 等
- 【実施方法】 実施期間内にDVD動画視聴、補足テキスト配布
コンプライアンスチェックシート等による効果測定・遵守状況確認
- 【対 象 者】 当法人の理事、監事、評議員、当法人設置の各委員会外部委員、
全職員（派遣・出向職員含む）